

大津市において定期報告を必要とする建築物（平成28年改正版）

★は大津市が独自指定（それ以外は全国共通）

用途	規模（当該用途が避難階のみにあるものを除く）	報告時期				
劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場のものを除く。）、公会堂、集会場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計（客席の部分に限る）$\geq 200 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので主階が1階にないもの 	平成28年度を初回として3年ごと (H28.H31...)				
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計$\geq 3,000 \text{ m}^2$ 2階の床面積の合計$\geq 500 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 					
遊技場	床面積の合計 $> 1,000 \text{ m}^2$ かつ2階の床面積の合計 $> 100 \text{ m}^2$ ★					
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計$\geq 3,000 \text{ m}^2$ 2階の床面積の合計$\geq 500 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 床面積の合計$> 500 \text{ m}^2$かつ2階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$★ 					
展示場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計$\geq 3,000 \text{ m}^2$ 2階の床面積の合計$\geq 500 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 					
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、遊技場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店のうち2以上の用途に供する施設	床面積の合計 $> 1,500 \text{ m}^2$ ★	平成29年度を初回として、3年ごと (H29.H32...)				
ホテル、旅館	<ul style="list-style-type: none"> 2階の床面積の合計$\geq 300 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 床面積の合計$> 300 \text{ m}^2$かつ2階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$★ 					
学校	床面積の合計 $> 2,000 \text{ m}^2$ ★					
<table border="1"> <tr> <td>体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場</td> <td>学校に付属するもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学校に付属しないもの</td> </tr> </table>	体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場		学校に付属するもの		学校に付属しないもの	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計$> 2,000 \text{ m}^2$★
体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	学校に付属するもの					
	学校に付属しないもの					
	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計$\geq 2,000 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 					
病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> 2階（2階に患者の収容施設がある場合に限る）の床面積の合計$\geq 300 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 床面積の合計$> 300 \text{ m}^2$かつ2階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$★ 	平成30年度を初回として、3年ごと (H30.H33...)				
高齢者・障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める児童福祉施設等（共同住宅・寄宿舎を除く）※1	<ul style="list-style-type: none"> 2階の床面積の合計$\geq 300 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 床面積の合計$> 500 \text{ m}^2$かつ2階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$★ 					
建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等（上欄の政令指定以外のものに限る）、幼保連携型認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計$> 500 \text{ m}^2$かつ2階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$★ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$★ 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$★ 					
高齢者・障害者等の就寝の用に供するもので政令で定める共同住宅・寄宿舎※2	<ul style="list-style-type: none"> 2階の床面積の合計$\geq 300 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 					
公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計$\geq 3,000 \text{ m}^2$ 2階の床面積の合計$\geq 500 \text{ m}^2$ 3階以上の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 地階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$ 床面積の合計$> 200 \text{ m}^2$かつ2階の床面積の合計$> 100 \text{ m}^2$★ 					

※1 政令で定める児童福祉施設等…助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む）、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練または就労移行支援を行う事業に限る）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る）

※2 政令で定める共同住宅…サービス付き高齢者向け住宅に限る。
政令で定める寄宿舎…サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。